

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引
(平成27年1月27日 文部科学省) について

【適正配置】要約

1. 通学距離による考え方

(1) 国での基準 (おおむね)

公立小・中学校の通学距離について、**小学校でおおむね4 km以内、中学校ではおおむね6 km以内という基準**を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めていることから、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的となっています。

(2) 多くの市町村が定めている基準

徒歩や自転車による通学距離の基準を定めている市町村も相当数ありますが、その**ほとんどが小学校で4 km以内、中学校で6 km以内又はそれ以下の距離**を基準として定めており、中には、地域の通学路の実態を踏まえ、徒歩と自転車異なる基準を設けています。

2. 通学時間による考え方

(1) 各市町村の基準の調査結果

「交通機関を利用した場合の通学時間」を基準として設定している市町村の中では、おおむね1時間以内と設定している例が多いことが明らかになりました。また、過去の統合事例を分析したところ、統合後の最遠方からの通学時間は10分未満～75分までと幅広いものの、**9割以上が1時間以内**となっています。

(2) 適当と考えられる時間

適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「**おおむね1時間以内**」を一応の目安とした上で、各市町村において、**地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定**することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられています。

3. 通学距離や通学時間を検討する上で考慮に入れる事項

- ・低学年の児童と高学年の児童との体力の違い
- ・各地域における主体的検討の重要性

児童生徒の発達段階、保護者のニーズ、通学路の安全確保、道路整備や交通手段の状況、気候、条件学校・家庭・地域・行政の役割分担の在り方などの観点を全体的に勘案する必要がある。